

令和4年4月27日（水）

第4回定例教育委員会秘密会

会議録

我孫子市教育委員会

1. 招集日時 令和4年4月27日(水) 午前10時35分
2. 招集場所 教育委員会 大会議室
3. 出席委員 教育長 丸 智彦 委員 足立 俊弘
委員 蒲田 知子 委員 村松 弘康
委員 新山 訓代
4. 欠席委員 な し
5. 出席事務局職員
教育総務部長 飯田 秀勝 総務課長 森田 康宏
指導課長兼小中一貫教育推進室長 佐々木祐子
6. 欠席事務局職員 な し

午前10時35分開会

○丸教育長 ただいま事務局より追加議案が提出されました。追加議案については日程に追加し、直ちに議題としますが、よろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○丸教育長 ご異議ないものと認めます。

なお、追加議案第6号、令和5年度使用教科用図書採択に係る東葛飾東部採択地区協議会委員の選任については人事に関する案件であり、また、追加議案第7号、専決処分報告については6月開催の令和4年第2回我孫子市議会定例会に上程する案件のため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項ただし書きの規定に基づき非公開で審議したいと思いますが、よろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○丸教育長 ご異議ないものと認めます。よって追加議案第6号及び追加議案第7号の審査は秘密会とすることに決定されました。関係者以外の職員の退席を頂き、審議を行います。関係者以外はご退席をお願いします。

(関係者以外退席)

○丸教育長 これより議案について審査しますが、秘密会とされた議案の議事内容については、その秘密性が継続している間、秘密を漏らしてはならないこととされています。秘密を漏らすことは、教育長については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第11条第1項、委員については、同法第12条第1項の規定に、また、事務局職員については、地方公務員法第34条第1項の規定に違反することとなりますので、念のため申し上げます。

追加議案第6号

○丸教育長 それでは、追加議案第6号、令和5年度使用教科用図書の採択に係る東葛飾東部採択地区協議会委員の選任について、事務局から説明をお願いします。

○佐々木指導課長 追加議案第6号、令和5年度使用教科用図書の採択に係る東葛飾東部採択地区協議会委員の選任について、お願いします。

提案理由は、我孫子市教育委員会の令和5年度使用教科用図書の採択に係る東葛飾東部採択地区協議会委員の選任について、教科用図書東葛飾東部採択地区協議会規約第4条の規定に基づき選任するため、提案するものです。

2ページをご覧ください。今年度の協議会委員は、教育長。教育委員からは足立委員、新山委員にお願いしたいと考えています。そして、校長の代表者として我孫子第四小学校の岸本校長、教員の代表者として我孫子第三小学校の大谷教諭、保護者の代表者として我孫子市PTA連絡協議会の山田会長を考えています。

3ページをご覧ください。今年度の教科書採択は、義務教育諸学校の教科用図書のうち、毎年度行っている特別支援教育用の学校教育法附則第9条の規定による教科用図書の採択が行われます。4、5ページについては協議会の規約となります。以上です。

○丸教育長 以上で説明が終わりました。追加議案第6号については人事案件のため、質疑を省略し、直ちに採決したいと思います。

○丸教育長 これより採決します。

追加議案第6号、令和5年度使用教科用図書の採択に係る東葛飾東部採択地区協議会委員の選任について、原案に賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○丸教育長 賛成全員と認めます。よって追加議案第6号は可決されました。

追加議案第7号

○丸教育長 続いて、追加議案第7号、専決処分の報告について、議案の審査を行います。関係者以外の職員の退席を頂き、審議を行います。

(関係者以外退席)

○丸教育長 それでは、事務局から説明をお願いします。

○森田総務課長 追加議案第7号、専決処分の報告について説明します。

提案理由は、和解について専決処分をしたので、6月議会で報告されるよう市長へ依頼するものです。

2ページをご覧ください。本件の概要について、経緯を含めて説明します。

令和元年10月12日の台風19号及び同年10月25日の大雨の影響により、布佐小学校東側の法面が一部崩落してしまい、当該箇所の復旧工事を実施するに当たって、崩落箇所が隣接地である竹内神社社務所用地との境界付近であることから、市有地と神社側の用地との境界を確認する必要があるため、令和2年3月に境界確認の立会いを求めたところ、拒否され、令和2年7月2日付で竹内神社から千葉地方裁判所松戸支部民事部に、市所有の我孫子市布佐字宮作1218番の土地について、民法第162条第1項の規定による所有権の時効取得を原因とする所有権移転登記手続を求める訴状が提出されたものです。その後、令和2年9月11日、第1回口頭弁論から裁判が始まり、これまで9回の口頭弁論が行われてきましたが、令和4年3月11日に裁判所から本件についての和解案が示され、市としても一刻も早く復旧工事を実施する必要があることから、これを受け入れることとし、令和4年3月23日付で専決処分を行ったものです。

和解条項については、2ページの1から8までのとおりです。このうち、2

番目の条項が、今回、竹内神社側の主張に基づき所有権の移転を認める旨の内容となっています。

3ページについては、今回の和解の対象となっている土地の物件の目録となります。このうち、我孫子市布佐字宮作1218番2が、今後、竹内神社側の土地として所有権が移転されることとなります。4ページは、現地の実測図、5ページは、専決処分書の写しとなります。以上です。

○丸教育長 以上で説明が終わりました。これより質疑を許します。質疑があれば挙手をお願いします。——よろしいですか。

それでは、ないものと認めます。議案に対する質疑を打ち切ります。

○丸教育長 これより採決します。

追加議案第7号、専決処分の報告について、原案に賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○丸教育長 挙手全員と認めます。よって追加議案第7号は可決されました。

○丸教育長 以上で令和4年第4回定例教育委員会を終了します。お疲れさまでした。

午前10時43分閉会